

行方市長交際費取扱基準

1 目 的

交際費支出の適正化を図るため、交際費の支出に関し基準を定める。

2 趣 旨

交際費は、行政の円滑な執行を図るため、市長等が市を代表し外部と交際する場合に支出することができるものとする。

3 交際費の支出できる相手方

交際費は、行方市の事務事業と直接かつ密接な関係にある者、市行政について顕著な功績のあった者、災害又は事故等にあった者及びその他市長等が特に必要と認める者並びにこれらの者が所属する団体等との交際について支出することができるものとする。

4 交際費の支出できる区分及び支出基準

支出区分		内容	対象例	金額
1	弔 慰	市政関係者及びその親族に対する香料等に関する支出	① 市議会議員・市特別職 市非常勤特別職等 ② 上記以外で特に必要と認めるもの	別表参照
2	会 費	会費を必要とする飲食を伴う会議、懇親会等への出席	① 会議、研修会、総会等後の懇親会	5,000円又は会費相当額
3	慶 祝	市が関与するイベント等祭事、式典、祝賀会、並びに市民の名誉、業績へのお祝い	① 叙勲を祝う会等の参加 ② 就任・激励会の参加 ③ 竣工式	5,000円又は社会通念上認められる範囲の額
4	見 舞	別表の本人が2週間以上の入院加療を要する場合		5,000円
5	賛 助	公共的、公益的な団体活動に対して支出		5,000円又は社会通念上認められる範囲の額
6	その他	上記以外で市政運営上、市長が特に認めたとき	① 土産等	相当額

この基準は平成18年1月25日から適用する。

この基準は平成21年7月8日から適用する。

この基準は平成28年9月1日から適用する。

この基準は平成31年4月1日から適用する。

別表（弔慰）

行方市長交際費支出基準

対 象		香料	花輪	病気見舞
議会議員	本人	20,000	10,000	10,000
	同居の配偶者及び一親等	5,000	10,000	
農業委員	本人	10,000	10,000	10,000
	同居の配偶者及び一親等	5,000	10,000	
教育委員	本人	10,000	10,000	
	同居の配偶者及び一親等	5,000		
監査委員	本人	10,000	10,000	
	同居の配偶者及び一親等	5,000		
選挙管理委員	本人	10,000	10,000	
	同居の配偶者及び一親等	5,000		
固定資産評価委員	本人	10,000	10,000	
	同居の配偶者及び一親等	5,000		
区長	本人	10,000	10,000	
	同居の配偶者及び一親等	5,000		
消防団（分団長以上）	本人	10,000	10,000	
	同居の配偶者及び一親等	5,000		
市医・校医	本人	10,000	10,000	
	同居の配偶者及び一親等	5,000		
統計調査委員	本人	10,000	10,000	
	同居の配偶者及び一親等	5,000		
民生委員	本人	10,000	10,000	
	同居の配偶者及び一親等	5,000		
公平委員	本人	10,000	10,000	
	同居の配偶者及び一親等	5,000		
国保運営委員	本人	10,000	10,000	
	同居の配偶者及び一親等	5,000		
給食センター運営委員	本人	10,000	10,000	
	同居の配偶者及び一親等	5,000		
副市長 教育長	本人	20,000	10,000	10,000
	同居の配偶者及び一親等	5,000	10,000	
	別居の実親	5,000		
職員	本人	10,000	10,000	
	同居の配偶者及び一親等	5,000		
	別居の実親	5,000		

平成31年4月1日から適用